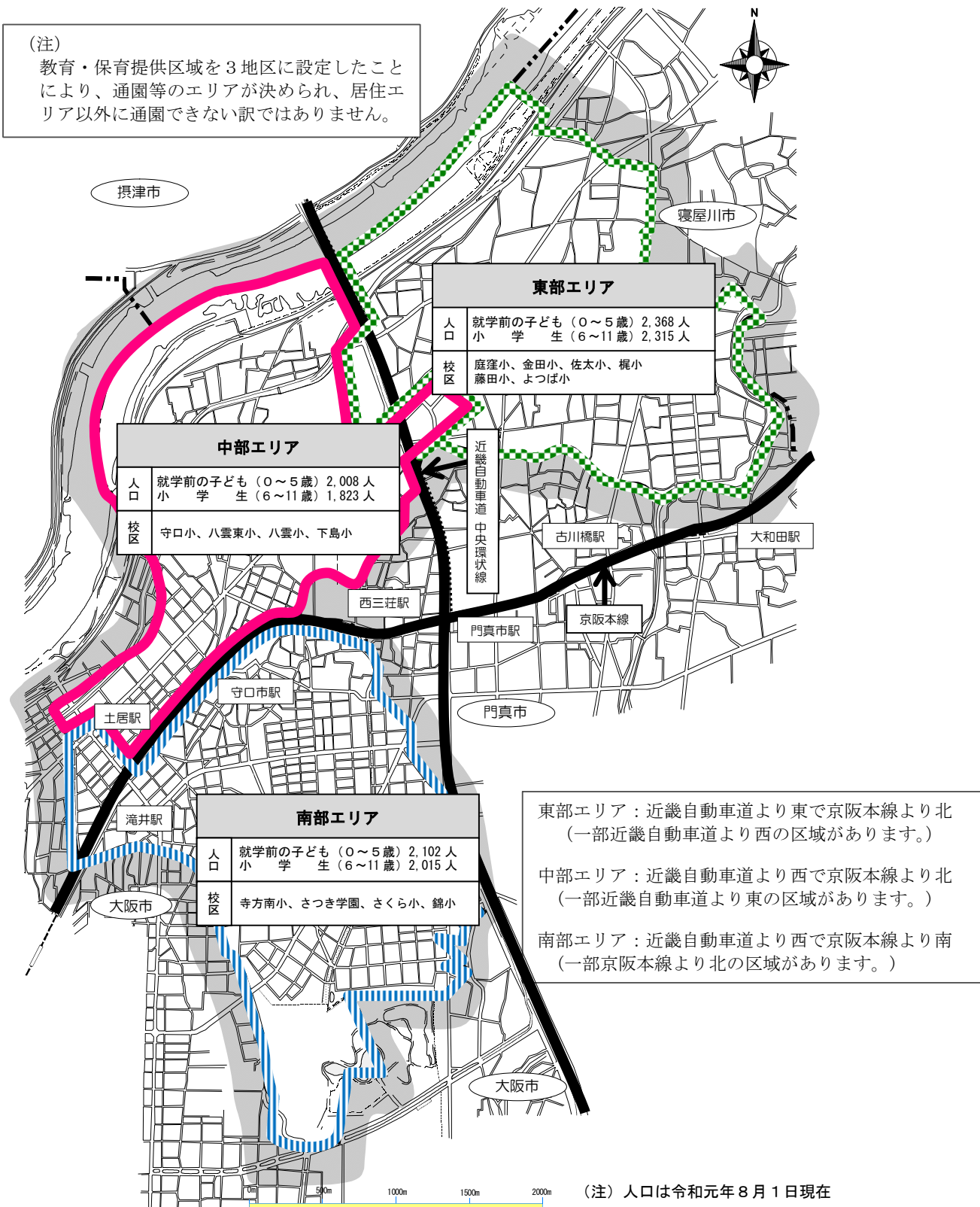


## 第 7 章 事業計画（案）



### 1. 教育・保育提供区域※の設定

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、子どもの人口および教育・保育施設の分布状況を踏まえ、第二期計画における教育・保育提供区域については、第一期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



第7章 事業計画（案）

2. 教育・保育の量の見込み※と確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1) - 1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1) - 2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	671	686	699	720	735
	2号	421	431	439	452	461
	合計	1,092	1,117	1,138	1,172	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
②-①		423	398	377	343	319

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	244	249	254	261	267
	2号	153	157	159	164	167
	合計	397	406	413	425	434
②確保方策	特定教育・保育施設	542	542	542	542	542
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	542	542	542	542	542
②-①		145	136	129	117	108

（単位：人）

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	204	209	212	219	223
	2号	128	131	134	138	140
	合計	332	340	346	357	363
②確保方策	特定教育・保育施設	225	225	225	225	225
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	400	400	400	400	400
②-①		68	60	54	43	37

（単位：人）

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	223	228	233	240	245
	2号	140	143	146	150	154
	合計	363	371	379	390	399
②確保方策	特定教育・保育施設	573	573	573	573	573
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	573	573	573	573	573
②-①		210	202	194	183	174

【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても十分な確保量が見込まれます。

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,883	1,927	1,962	2,021	2,064
②確保方策	特定教育・保育施設	1,959	1,964	1,969	1,969	1,969
②-①		76	37	7	-52	-95

第7章 事業計画（案）

（単位：人）

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		683	700	712	734	749
②確保方策	特定教育・保育施設	734	734	734	734	734
②-①		51	34	22	0	-15

（単位：人）

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		573	586	597	615	628
②確保方策	特定教育・保育施設	569	569	569	569	569
②-①		-4	-17	-28	-46	-59

（単位：人）

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		627	641	653	672	687
②確保方策	特定教育・保育施設	656	661	666	666	666
②-①		29	20	13	-6	-21

【確保の内容】

中部エリアには確保量の不足が見られます。また、東部エリア及び南部エリアにおいても令和5年度以降、確保量の不足が見られます。今後は、1号認定の確保量を活用し、2号認定の確保量を増加させていく必要があります。

（3）3号認定（共働き家庭等）【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

（注）企業主導型保育事業は、届出施設数（令和元年9月1日時点）

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		349	350	350	348	347
②確保方策	特定教育・保育施設	293	293	293	293	293
	特定地域型保育事業	132	132	132	132	132
	企業主導型保育事業	10	10	10	10	10
	合計	435	435	435	435	435
②-①		86	85	85	87	88

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		133	133	133	132	132
②確保方策	特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
	特定地域型保育事業	33	33	33	33	33
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	157	157	157	157	157
②-①		24	24	24	25	25

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	108	108	108	107
②確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
	特定地域型保育事業	51	51	51	51	51
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6
	合計	123	123	123	123	123
②-①		15	15	15	15	16

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	109	109	108	108
②確保方策	特定教育・保育施設	104	104	104	104	104
	特定地域型保育事業	48	48	48	48	48
	企業主導型保育事業	3	3	3	3	3
	合計	155	155	155	155	155
②-①		47	46	46	47	47

## 【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても必要な確保量が見込まれます。

## 第7章 事業計画（案）

### （4）3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和元年9月1日時点）

### 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,385	1,429	1,428	1,430	1,426
②確保方策	特定教育・保育施設	1,065	1,065	1,065	1,071	1,071
	特定地域型保育事業	342	342	342	342	342
	企業主導型保育事業	27	27	27	27	27
	合計	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
②-①		49	5	6	4	8

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		501	517	517	517	516
②確保方策	特定教育・保育施設	448	448	448	448	448
	特定地域型保育事業	76	76	76	76	76
	企業主導型保育事業	4	4	4	4	4
	合計	528	528	528	528	528
②-①		27	11	11	11	12

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		441	455	454	455	454
②確保方策	特定教育・保育施設	252	252	252	252	252
	特定地域型保育事業	152	152	152	152	152
	企業主導型保育事業	16	16	16	16	16
	合計	420	420	420	420	420
②-①		-21	-35	-34	-35	-34



（単位：人）

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		443	457	457	458	456
②確保方策	特定教育・保育施設	365	365	365	371	371
	特定地域型保育事業	114	114	114	114	114
	企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
	合計	457	487	487	493	493
②-①		44	30	30	35	37

## 【確保の内容】

中部エリアでは確保量の不足が見られますが、市全体で見ると、必要な確保量が見込まれます。市民の保育需要等を踏まえ、企業主導型保育事業についても市町村の利用者支援の対象とするなど、今後も必要となる確保量の増大に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和元年度現在の実施体制】

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
②確保方策	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
	施設数(か所)	55	55	55	55	55
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	454	464	468	475	479
②確保方策	人/年	454	464	468	475	479
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	385	394	397	403	407
②確保方策	人/年	385	394	397	403	407
	施設数(か所)	19	19	19	19	19
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	403	412	416	422	426
②確保方策	人/年	403	412	416	422	426
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。

## （2）放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年（小学校1～3年生）を対象としており、高学年（小学校4～6年生）の児童については、すべての市立小学校で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。

### 【令和元年度現在の実施体制】

市立小学校	14 か所
-------	-------

※市立小学校には、義務教育学校を含む。

### ① 低学年【小学校1～3年生】

#### 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	836	839	875	890	907
②確保方策	人/年	836	839	875	890	907
	施設数(か所)	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	304	305	319	323	330
②確保方策	人/年	304	305	319	323	330
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	261	262	273	279	283
②確保方策	人/年	261	262	273	279	283
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

第7章 事業計画（案）

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	271	272	283	288	294
②確保方策	人/年	271	272	283	288	294
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

すべての市立小学校（義務教育学校を含む。）で引き続き実施し、すべてのエリアで必要量を確保できる見込みです。

② 高学年【小学校4～6年生】（参考）

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人/年	231	223	220	217	218
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	14	14	14	14	14

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人/年	88	85	84	83	83
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	6	6	6	6	6

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人/年	66	63	63	62	62
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人/年	77	75	73	72	73
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

【確保の内容】

高学年（小学校4～6年生）の児童については、すべての市立小学校で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。

### （3）子育て短期支援事業【0～5歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 【令和元年度現在の実施体制】

児童養護施設等	5か所
---------	-----

#### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	105	107	108	110	111
②確保方策	人日/年	105	107	108	110	111
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。

## 第7章 事業計画（案）

### （4）地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【令和元年度現在の実施体制】

守口市子育て世代包括支援センター、守口市立児童センター、私立認定こども園	7か所
--------------------------------------	-----

#### 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
②確保方策	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
②確保方策	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
②確保方策	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
②確保方策	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

南部にあった守口市子育て支援センターの機能を中部エリアにある守口市子育て世代包括支援センター内に移転したことに伴い、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所確保することを検討します。

## （5）一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## ① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

## 【令和元年度現在の実施体制】

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

## 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
②確保方策	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
	施設数(か所)	27	27	27	27	27
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	769	787	802	825	843
②確保方策	人日/年	769	787	802	825	843
	施設数(か所)	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	645	660	672	692	707
②確保方策	人日/年	645	660	672	692	707
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	705	722	735	757	773
②確保方策	人日/年	705	722	735	757	773
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

## 【確保の内容】

認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

第7章 事業計画（案）

② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

【令和元年度現在の実施体制】

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
②確保方策	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
	施設数(か所)	27	27	27	27	27
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
②確保方策	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
	施設数(か所)	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
②確保方策	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
②確保方策	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
	施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。



## ③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

## 【令和元年度現在の実施体制】

認可保育所	1か所(0)	東部:1か所(0)、中部:0か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	11か所(0)	東部:4か所(0)、中部:2か所(0)、南部:5か所(0)
小規模保育事業等	6か所(0)	東部:2か所(0)、中部:2か所(0)、南部:2か所(0)
企業主導型保育事業	1か所(0)	東部:0か所(0)、中部:1か所(0)、南部:0か所(0)

## 【量の見込みと確保方策】（注）夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	2,056	2,139	2,137	2,133	2,122
		施設数(か所)	19	19	19	19	19
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
	合計	(人日)	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824
②-①		0	0	0	0	0	

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	757	787	786	785	781
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	626	626	626	626	626
	合計	(人日)	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407
②-①		0	0	0	0	0	

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	648	675	674	673	669
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
	ファミサポ <sup>°</sup>	人日/年	537	537	537	537	537
	合計	(人日)	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206
②-①		0	0	0	0	0	

第7章 事業計画（案）

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,190	1,216	1,216	1,214	1211	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	651	677	677	675	672
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ <sup>o</sup>	人日/年	539	539	539	539	539
	合計	(人日)	1,190	1,216	1,216	1,214	1211
②-①		0	0	0	0	0	

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか企業主導型保育事業においても必要量を確保します。また、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）による確保も見込んでいます。

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和元年度現在の実施体制】

認定こども園	3か所(0)	東部:0か所(0)、中部:0か所(0)、南部:3か所(0)
--------	--------	-------------------------------

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
②確保方策	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
	施設数(か所)	3	4	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

市全体では確保方策は足りています。現在、病児保育事業（病後児保育を含む）の実施施設は南部エリアに集中していることから、今後は各エリアにおいて事業実施施設を設けるなど、市民の利便性を考慮するとともに、市全体のバランスを踏まえて施設の配置を検討します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

## 【令和元年度現在の実施体制】

守口市子育て世代包括支援センター	1か所
------------------	-----

## ① 低学年【小学校1～3年生】

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	366	363	374	404	390
②確保方策	人日/年	366	363	374	404	390
②-①		0	0	0	0	0

## ② 高学年【小学校4～6年生】

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	12	11	11	11	11
②確保方策	人日/年	12	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0

## 【確保の内容】

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。

## 第7章 事業計画（案）

### （8）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

引き続き、利用者支援を担当する組織を設置し、利用者への情報提供等に努めます。

### （9）妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【令和元年度現在の実施体制】

府内の医療機関	市内では5か所
---------	---------

#### 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	妊娠届出数(人)	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
②確保方策	人/年	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
	実施機関数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②確保方策	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

(11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	16	16	16	16	16
②確保方策	実施体制	相談員による訪問等により対応				

【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問します。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、令和元年7月に保健師等の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを開設し、地域の様々な関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、当該協議会の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、児童虐待対応マニュアルを作成し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

### （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

今後、社会情勢を見極めたうえで、必要な支援の範囲や対象について検討していきます。

### （13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、民間施設等においても特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、引続き、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

## 4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

### （1）認定こども園への移行促進及び移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。今後も守口市では、引き続き、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進します。

また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成に係る相談、助言等の支援に努めます。

### （2）教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、幼稚園教諭及び保育士がお互いに教育・保育への理解を深める必要があります。守口市においては、市が主体となって、保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修等、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、新たな保育教諭、幼稚園教諭および保育士を確保するための支援に努めるとともに、現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭、幼稚園教諭および保育士についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

### （3）地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方

様々な子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることが出来るよう、各関係機関が連携し支援を行うよう努めます。

### （4）教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との接続を踏まえた接続期カリキュラムを作成し、子ども達が認定こども園等での幼児教育・保育を終えた後、円滑に小学校での環境に適応できるような取組みを進めていきます。

### 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

#### （1）子育てのための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

#### （2）大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の実行や権限の行使の際には、大阪府と連携を行っていきます。